

藤岡商工会議所  
会頭 小坂 裕一郎 様

群馬県産業経済部長 鬼形 尚道  
( 産 業 政 策 課 )

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

日頃から本県産業経済施策の推進に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、政府におきまして、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定されました。

本県においても、感染拡大防止のため、別添のとおり「知事メッセージ」を発出し、県民への呼びかけを行うとともに、「県主催イベントの開催基準」を策定し、当面1ヶ月の間、不要・不急の県主催のイベント等を原則中止又は延期することといたしました。

可能な限りの対応を行い、社会・経済への影響を最小限にとどめたいと考えております。

貴団体におかれては、当面の間、以下の点にも御留意いただき、流行の早期終息等に向けて特段の御配慮を賜りますよう、貴下会員企業や関係者等への周知方御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1. イベント等の開催の再検討

- ・ イベント等の開催について、感染の広がりや会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて精査し、不要・不急のものについては中止又は延期も視野に入れた検討を行うこと
- ・ イベント等を開催する場合には、消毒液の設置、こまめな換気の実施、風邪症状の方の不参加呼びかけ、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨など、感染機会を減らすための対策を講じること

#### 2. 働きやすい環境づくり、企業の事業継続

- ・ 発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得を勧奨すること
- ・ テレワークや時差出勤などの取組の実施を検討すること
- ・ 各企業の事業を継続するため、BCP(事業継続計画)を意識した取組を進めること

#### 3. 一般感染対策の従業員等への周知

- ・ 手洗いや咳エチケットなど、個人でできる感染対策を周知すること
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる場合には、休暇取得の勧奨とともに、外出の自粛を呼びかけること
- ・ 多数の人が集まる施設においては感染対策を徹底すること

#### 4. その他

- ・ マスク、消毒液等が必要な方にいきわたるよう、過剰な量の買い占めや在庫を抱えることを控えること

担当  
産業政策課企画調整係  
TEL 027-226-3314

# 知事メッセージ

## 群馬県における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスの世界的拡大が続いています。日本国内でも感染者が増加している状況を踏まえ、本日、県内での感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催しました。

議論を重ねた上、「県主催のイベント開催基準」を別紙のとおり策定しました。

県としては、この基準の中で、不要・不急の県主催のイベントについては、当面、1ヶ月の間（2月27日～3月26日）は、原則、中止又は延期する方針を決めました。

この考え方を受けて、各地域や企業等及び県民の皆様には、以下の4点について御協力をお願い申し上げます。

- 1 イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて精査し、不要・不急なものについては中止又は延期も視野に入れた検討を行う。
- 2 県民の皆様には、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや、感染しやすい環境に行くことを避けていただく。  
相談センター又はかかりつけ医に相談した上で受診してもらう。
- 3 手洗い、咳エチケット等の対策を徹底すると共に、風邪症状があれば、外出を控える。やむを得ず外出する場合には、しっかりとした感染症対策をとる。
- 4 感染拡大を防ぐため、体調が悪いときは出勤や登校を控える。  
事業者や学校関係者は、従業員や児童・生徒等が休みやすい環境づくり、テレワークや時差出勤など働き方の工夫をする。

なお、不足の状況が続いているマスクについては、国に対して至急の対策を要請中です。

県民の皆様には、今後も随時、正確で分かりやすい情報提供等を行ってまいります。引き続き、冷静な対応をお願いいたします。

令和2年2月26日

群馬県知事 山本 一太

令和2年2月26日  
総務部総務課（内線2022）  
危機管理室（内線2690）

## 新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベントの開催基準について

### 1 基本的な考え方

○不要不急の県主催のイベントは、当面、明日から1か月間（2月27日～3月26日まで）は、原則、中止、または延期する。

- ・ただし、卒業式や入学式、資格試験など日程を変えることが難しいものについては、参加者を極力限定するなどの対策を講じた上で、参加者へ注意喚起を十分に行い、感染防止対策を徹底して、開催することができる。

### 2 開催する場合の感染防止対策

○県が主催するイベントについては、次の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。

- ・参加者への手洗いの推奨を行うこと
- ・会場にアルコール消毒液を設置すること
- ・発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること

※中止または延期を決めた県主催イベントは、県ホームページに掲載します。  
なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととします。

※県が開催する会議などについても、上記に準じた取り扱いとします。